令和７年度第２回福島県日本型直接支払交付金第三者委員会概要

１　日時　令和８年２月４日（水）15:00～16:30

２　場所　杉妻会館３階　百合の間

３　出席委員　猪狩委員、菊地委員、小林委員、藤原委員、吉田委員（五十音順）

４　内容

（１）日本型直接支払交付金の令和７年度の取組実績について

　事務局より多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の令和７年度の取組実績について、資料に基づき説明した。

〇意見等

ア　多面的機能支払交付金について

委　員：　防災・減災地域共同活動支払交付金について、田んぼダムとは具体的にどのような取組なのか。

事務局：　田んぼに堰板などを設置して、田んぼの貯水機能により下流域の排水を一時的に減らす取組である。防災・減災地域共同活動支払交付金は流域治水プロジェクトに関わる排水路について活用するために創設された。

委　員：　稲が植えてある田んぼが対象なのか。

事務局：　稲が植えてある田を基本としているが、営農に支障のない範囲で取組をお願いしている。

委　員：　多面的機能支払交付金の活動において、特定外来種への対応は可能か。是非、実施してほしい。

事務局：　多面的機能支払交付金の活動項目により対応可能である。

委　員：　福島市の広域化の検討ではどのような意見があったか。課題はどのようなものか。

事務局：　福島市土地改良区が複数の組織の事務を受託しているので、１つにまとまれば長期的に活動を継続できることから、各組織の代表者の意向を確認し、活動組織の事務担当者が高齢であり、次の担当者を確保できるかが課題として取り上げられた。なお、広域化した別の市町村からは各組織のルールを統一することが困難であるという意見が聞かれた。

イ　中山間地域等直接支払交付金について

委　員：　新しい制度である体制整備単価となるネットワーク活動計画の策定に取り組む協定の数はどのくらいか。

事務局：　約 600 強の集落である。昨年度までは体制整備単価に必要となる集落戦略の策定に約 850 の集落がとりくんでいた。

委　員：　約 200 協定は所得減となってしまうのか。

事務局：　そのようにならないように、事務の共同化や非農業者の参画でもネットワーク化活動計画を策定できるので、ハードルが高くない方法で取り組むことができることを説明していく。

委　員：　桑折町が取組を休止したということだが協定数はどのくらいか。

事務局：　６協定である。

委　員：　衛星画像を撮影する衛星の名前と画像の種類を教えてほしい。

事務局：　衛星の名前はセンチネル２、バンドＢ２～Ｂ11 の中心波長が 490nm～1,610nm の画像を用いている。

ウ　環境保全型農業直接支払交付金について

委　員：　当然減は取組の一部が多面的機能支払交付金に移行したからか

事務局：　そのとおりである。

委　員：　堆肥の単価が下がった原因は何か。

事務局：　最低投入量の引き下げによる。

委　員：　最低投入量を引き下げた理由は何か。

事務局：　国の第三者委員会において、堆肥投入に伴いメタン排出量が過剰に増えないよう、堆肥の最低投入量の見直しが検討されたことによるものである。

委　員：　他事業との連携による成果を示すことができるか。

事務局：　商談会の回数や来場者数などで示すことができる。

委　員：　来場者数は何人ぐらいか。

事務局：　最も多かった回で来場者数は 500 人である。他の回については、300 人以上の来場があった。

委　員：　マルシェは福島市と郡山市で開催されているが会津や相双で開催する予定はあるか。また、事業者数を増やす等の予定はあるか。

事務局：　来年度の開催地については他の地域も検討していきたい。また、回を減らして１回あたりの事業者を増やすなども検討していく。

（２）その他

特になし